

## 大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和6年1月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）  
名 称 アークガレリア長岡A街区  
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外  
設置者 アークランズ株式会社 他3者
- 2 店舗面積の合計  
（廃止前）4,840平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日  
令和4年12月31日
- 4 廃止しようとする理由  
既存店舗の建物を取り壊し、新たに店舗を新築する計画のため
- 5 届出年月日  
令和5年12月22日